

## 災害時における応急対策業務の実施に関する協定の締結について(04/12/7)

### 1. 経緯

県が管理する道路、河川、港湾などの公共土木施設や土地改良施設は、住民の日常生活や社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであり、被害が発生した場合には、迅速な機能回復や二次災害防止に必要な応急措置を行わなければなりません。

特に今年は相次いで台風が襲来し、甚大な被害が発生しており、被害発生時には、地域の状況を熟知するとともに、復旧に必要な重機などを保有する地元建設業者の協力が不可欠であることが再認識されました。

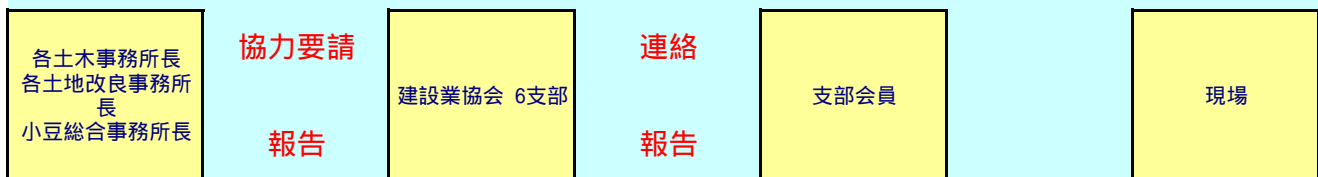
このため、県が管理する公共土木施設や土地改良施設での地震災害、風災害、その他の災害に対して、一層、迅速かつ組織的な対応が講じられるよう、(社)香川県建設業協会と「災害時における応急対策業務の実施に関する協定」を締結するものです。

### 2. 協定の内容\*詳細は協定書参照。

#### (1)趣旨

この協定は、県が管理する公共土木施設や土地改良施設における災害時の応急対策業務の実施に関し、県が(社)香川県建設業協会に対して協力を要請する場合に必要な事項を定めるものです。

#### (2)協力要請等の流れ



#### (3)応急対策業務の内容

協会に協力を要請する応急対策業務の内容は、被害情報の収集並びに簡易な障害物の除去及び危険箇所の表示、障害物の除去及び応急対策等、その他県が必要とする業務としています。

#### (4)費用の負担

応急対策業務の実施に要した費用については、(3)の 及び の業務は、県の負担としますが、(3)の の業務は、県は負担しないこととします。

#### (5)補償

(3)の の業務に従事したものが事故に遭遇した場合は、労災保険の適用がある場合を除き、県が締結した保険契約により補償を行なうこととします。

#### (6)その他

ア 協会は、あらかじめ、その支部ごとに協力体制の整備を行ないます。

イ 県及び協会の連絡責任者(\*支部、部会長)を定めておきます。

ウ この協定の実施細目は、各連絡責任者が協議して定めることにします。